

うつくしま行財政改革大綱の取組状況

平成23年9月

目 次

| | 頁 |
|---------------------------------------|----|
| 第 1 基本的考え方 | |
| 1 基本目標 | 1 |
| 2 方向性と視点 | 2 |
| 3 計画期間 | 3 |
| 4 進行管理 | 3 |
| 5 取組項目設定の考え方 | 3 |
| 《新うつくしま行財政改革大綱の取組みイメージ》 | 4 |
| | |
| 第 2 具体的方策 | |
| 《うつくしま行財政改革大綱の取組状況》 | |
| | |
| I 県民等との連携・協働 | |
| 1 地域課題の共有と連携・協働の仕組みづくり | |
| (1) 地域住民の意見が活きる県の体制の構築 | 5 |
| (2) 課題解決に向けて柔軟に変容する組織への転換 | 7 |
| (3) 住民の声が県を動かす仕組みづくり | 8 |
| (4) 成果重視型事業展開 | 9 |
| (5) 地域に役立つ研究開発の推進 | 10 |
| (6) 戦略的広報の推進 | 12 |
| (7) 職員の地域参加意欲の喚起と双方向交流の推進 | 13 |
| (8) 分権宣言進化プログラムの定着化 | 14 |
| (9) 広域連携総合推進戦略の策定・推進 | 15 |
| | |
| 2 県民参画領域の拡大 | |
| (1) 県民運動の推進 | 16 |
| (2) ボランティア・NPOとの協働推進 | 17 |
| (3) 具体の計画策定等への県民参画 | 18 |
| (4) アウトソーシングの着実な推進 | 19 |
| (5) 福島県版市場化テスト（官民競争入札制度）の検討 | 20 |
| (6) ノーアクションレター制度（法令適用事前確認手続） 導入の検討 | 21 |
| (7) 「自治宣言」の検討・提唱 | 22 |

Ⅱ 市町村との分担・連携

1 連携・協働の推進

- (1) 住民の意向を反映した自治制度改革の研究・提言 2 3
- (2) 市町村と県の業務連携システムの構築 2 4
- (3) 市町村・県・国の「イコール・パートナー」関係の確立 2 5
- (4) 市町村が策定する計画等への支援 2 6

2 市町村の自主的・主体的な取組みの支援

- (1) オーダーメイド権限移譲の実施 2 7
- (2) 地域課題解決に向けた政策法務の充実 2 8
- (3) 市町村行政支援プランに基づく支援 2 9
- (4) 市町村合併支援プランに基づく支援 3 0

Ⅲ 行財政システムの確立

1 これまでの改革成果の発揮

- (1) 健全で柔軟な財政構造の確立 3 1
- (2) 政策評価制度の機能向上 3 2
- (3) F・F型行政組織深化に向けた取組み 3 3
- (4) I Tを活用した業務改革の推進 3 4
- (5) 分権型社会を担う人材育成のための研修 3 5
- (6) 県立病院改革の推進 3 6
- (7) 企業局事業の見直し 3 8
- (8) 公社等外郭団体との新たなパートナーシップの構築 4 0
- (9) 県立社会福祉施設の見直し 4 1
- (10) 定員の削減 4 2

2 新たな改革の推進

- (1) 公務能率向上に向けた新たな仕組みづくり 4 3
- (2) 第三セクターの見直し 4 4

第1 基本的考え方

1 基本目標

行財政運営のパラダイムシフト（枠組み転換）

－住民基本の地方自治の実現に向けた行財政システムの確立－

真の地方分権を確立していくためには、住民を基本としたあらゆる主体の明確な役割分担と、その役割に基づいた連携・協働により、地域課題を共有しながら地域の在り方を自ら決定していく社会の実現が不可欠です。

こうした「住民が主役であることが実感できる地域社会」を実現するため、「分権宣言進化プログラム(※1)」で提示した新たな5つの機能(※2)を発揮しながら、その基盤となる「分権意識の共有化」をはじめ、「住民の物差し」で成果や現場を重視する組織風土に変革する取組みを進め、行財政運営の枠組みの転換を図っていきます。

※1 分権宣言進化プログラム：正式名「地方分権・うつくしま、ふくしま。宣言」進化プログラム
住民が主役であることが実感できる「真の地方自治」の実現をシステムとして整備するため、住民や市町村の地域づくりを支援する機能と体制を確立すると同時に、県の組織風土を変革することを目的に策定しました。（平成18年2月6日県行財政改革推進本部決定）

※2 県の新たな5つの機能：広域連携機能、自立支援機能、専門・高度技術機能、情報結節機能

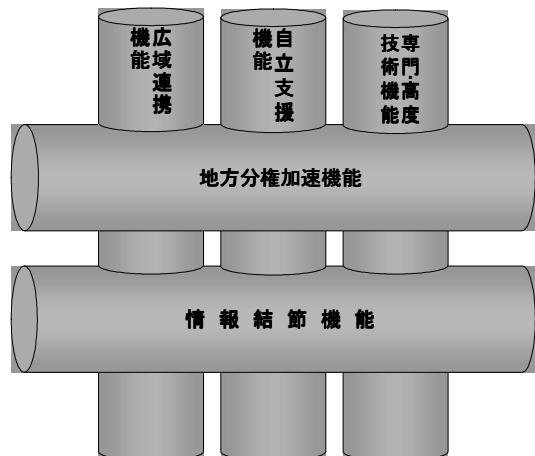
地方分権加速機能

【タテ軸：従来の県の機能の進化】

- ◆広域連携機能：市町村域を超える課題＋県域を超える課題（他の都道府県と連携）の解決
- ◆自立支援機能：市町村の自立の確立を支援する取組み（従来の補完機能の強化）
- ◆専門・高度技術機能：市町村で解決することが効率的ではない専門分野や高度技術分野を担任

【ヨコ軸：真の地方自治を確立する新たな機能】

- ◆情報結節機能：あらゆる情報の結節点としての機能
- ◆地方分権加速機能：地域の実状に応じた制度提案など、地方分権を加速させる機能



2 方向性と視点

I 県民等との連携・協働 — 県民参画の視点 —

1 地域課題の共有と連携・協働の仕組みづくり

「住民を基本とする地方自治の実現」に向けて、住民や市町村が抱える様々な地域課題を共有し、その解決に向け柔軟に対応する取組みを推進します。

2 県民参画領域の拡大

県民、NPO、NGO、ボランティア、企業、各種団体等との分権意識の共有化を図りながら、それぞれの役割分担に基づく主体的な地域活動の促進や連携・協働の取組みを通じ、県民参画領域の拡大を図ります。

II 市町村との分担・連携 — 住民基本の視点 —

1 連携・協働の推進

分権時代にふさわしい市町村との明確な役割分担の下、連携・協働を図る取組みを推進します。

2 市町村の自主的・主体的な取組みの支援

住民に最も身近な行政主体である市町村が、これまで以上に地域の実状を踏まえた地域づくりができるよう、市町村の主体的な取組みを支援します。

III 行財政システムの確立 — 組織風土の変革：成果・現場重視の視点 —

1 これまでの改革成果の発揮

限られた財政的・人的資源の下、PDCAマネジメントサイクルの確立を通じて、これまで進めてきた抜本的改革の成果を確実なものにします。

2 新たな改革の推進

環境変化を踏まえた新たな改革に着手し、簡素で効率的な行財政システムを確立します。

3 計画期間

- 平成18年度～22年度の5年間とします。
- なお、今後の取組状況や行財政運営を取り巻く環境の変化を踏まえ、必要に応じて見直しを行います。

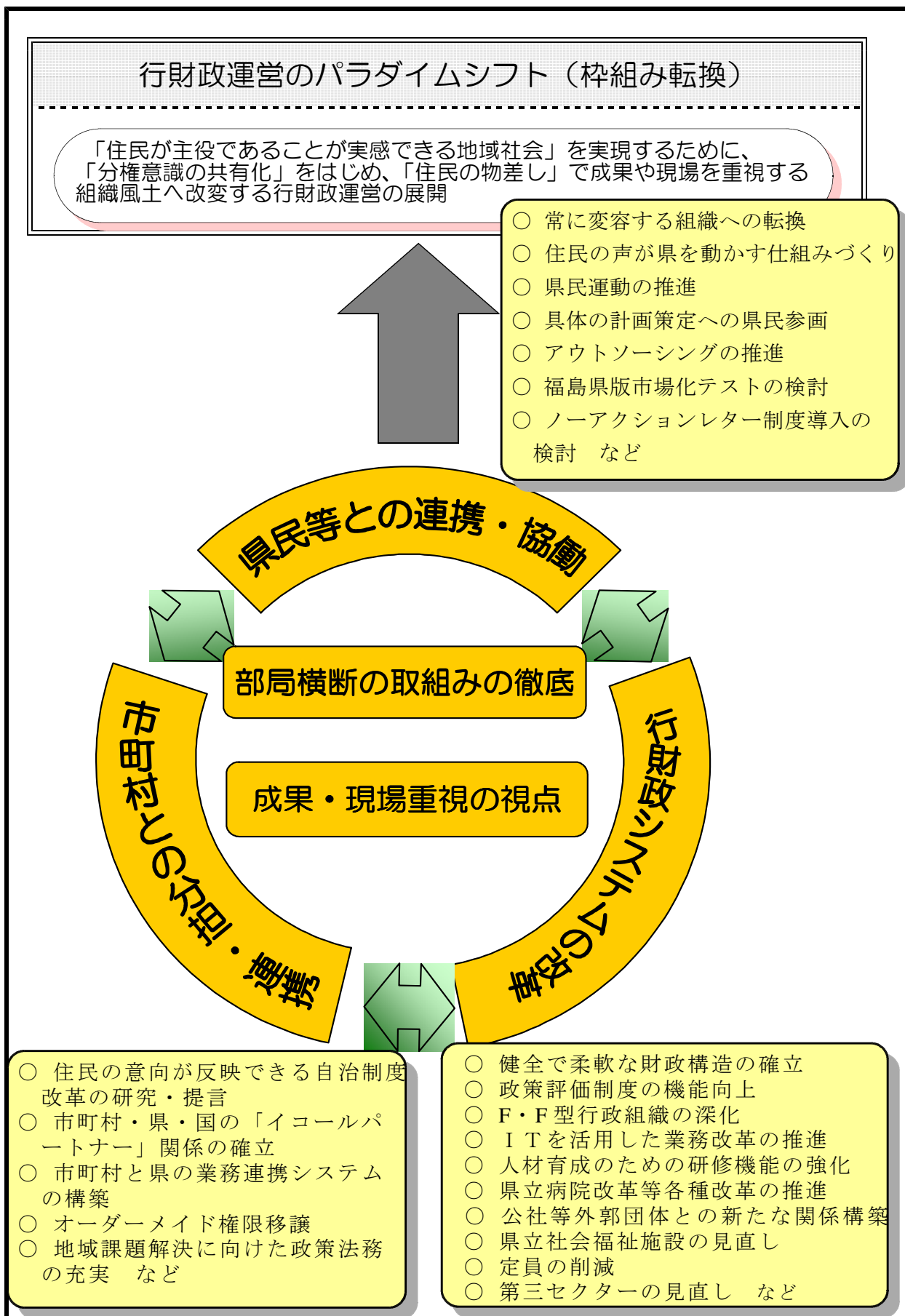
4 進行管理

- 全庁的観点から、効果的かつ確実な実行を確保するため、県行財政改革推進本部において、進行管理します。
- 「分権宣言進化プログラム」と連動させ 第2 具体的方策 に掲げる取組項目の効果的・効率的な具現化を図ります。
- また、毎年、取組状況の自己評価結果を「行財政改革推進委員会」から助言等をいただくとともに、県ホームページ等で広く公表し、県民の方々のご意見をいただきながら、着実に改革を推進します。

5 取組項目設定の考え方

- 基本目標の達成に向け、「3つの方向性と視点」に資する項目に重点・選別化します。
- また、県のみが実行主体となる取組項目については、成果重視の観点から、「何をどれだけ成し遂げるべきか」という成果目標の設定を基本とします。

新うつくしま行財政改革大綱の取組みイメージ



うつくしま行財政改革大綱の取組状況（I-1-(1)）

| 1 大綱の取組項目 | |
|-----------------------|--|
| 取組項目 | (1) 地域住民の意見が生きる県の体制の構築 |
| 方向性と視点 | I 県民等との連携・協働 ー 県民参加の視点ー |
| 推進項目 | 1 地域課題の共有と連携・協働の仕組みづくり |
| 成果目標 | 住民や市町村が抱える地域課題解決の取組みを進めるとともに、その取組み状況について、毎年度市町村等地域の意見を踏まえ検証し、改善を積み重ねていきます。 |
| 2 取組状況（平成18年度～平成22年度） | |
| これまでの具 体的取組み | <ol style="list-style-type: none"> 1 出先機関（各地方振興局ごと）及び本庁の体制整備 <ul style="list-style-type: none"> ・ 部局横断的に地域課題に対応するため、出先機関連携による複合的組織として地域連携室を設置した。また、本庁においては、連携室との情報共有、意見交換や助言などを役割とする地域連携支援プロジェクトチームを運営した。 ・ 政策法務体制を整備するため、平成18年4月文書法務グループに担当2名を配置、また、関係部局にも政策法務担当者を置き、担当者会議等により政策法務に係る意見交換や担当者の政策法務能力向上、体制整備についての検討を行った。 2 支援に向けた取組 <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域連携室に地域担当を配置し、各担当が市町村等を訪問して部局横断的に地域課題の把握に努め、調査・研究等を通じて地域課題解決に向けた取組みを実施した。 ・ 複雑多様化する地域課題を解決するため地域連携室が核となって企画・立案し、迅速かつ柔軟に対応するため、平成22年度予算より「地方振興局重点施策推進事業」を実施している。 |
| 成果目標に対 する達成状況 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域連携室員会議を月1回以上開催し、各出先機関の連携に努めるとともに、市町村等への訪問により幅広く情報収集を実施するなど、地域課題解決に向けた取組みを行った。 ・ 市民団体との協働等による物産展の開催、ウェブサイト等を活用した地域情報発信など各出先機関が連携を図りながら、交流人口の拡大を図るなどの地域課題解決に向けた取組みを実施した。 ・ 奥会津五町村（柳津町、三島町、金山町、昭和村、只見町）の自主的・主体的な広域連携の取組に対し、地域連携室の参画や、地域連携プロジェクトチームを開催し助言等を実施した結果、平成22年4月1日に三島町に「奥会津振興センター」を開所するに至った。また、五町村の更なる連携強化及び県関係部局との緊密な連携を図るため、平成22年5月より職員1名を駐在させている。 ・ 地域課題の解決に向けた体制を整備し、直面する課題に対応する政策条例の新規制定及び改正において制度設計等の助言や審査の充実を図るとともに、関係部局との連携を図る担当者会議の開催（のべ8回）、職員の政策法務能力向上のための研修会等の開催（のべ12回）やWEBマガジン「うつくしま法務茶房」の発刊（のべ15回）等により、法務面からの支援を積極的に推 |

進し、政策の実現を図った。

上記の取組みにより、市町村が抱える地域課題の解決に向けて一定の成果を上げている。

うつくしま行財政改革大綱の取組状況（I-1-(2)）

| 1 大綱の取組項目 | |
|-----------------------|--|
| 取組項目 | (2) 課題解決に向けて柔軟に変容する組織への転換 |
| 方向性と視点 | I 県民等との連携・協働 ー 県民参画の視点ー |
| 推進項目 | 1 地域課題の共有と連携・協働の仕組みづくり |
| 成果目標 | <p>担当理事制やプロジェクトチーム制による柔軟な組織運営を進めながら、既存の枠組みの検証・改善を重ね、より柔軟かつ自律的な運営が可能となる仕組みを検討します。</p> <p>また、それらに基づき、数テーマについて既存の枠組みを発展させた取組を進めます。</p> |
| 2 取組状況（平成18年度～平成22年度） | |
| これまでの具体的取組み | <ul style="list-style-type: none"> ○ 平成17年度から導入している担当理事制について、以下のとおり検証・改善を重ね、見直しを行った。 19年度…庁内調査等による検証作業を実施 20年度…選定テーマ等の見直し 22年度…担当理事制の見直し 23年度…子育て支援担当理事の新設等 ○ 部局横断的な政策課題である「観光交流」及び「文化スポーツ」のテーマについて、平成20年度に「観光交流局」、「文化・スポーツ局」を新設した。 ○ その他、入札制度改革、地域産業の6次化などのテーマについて、プロジェクトチーム等を活用しながら、部局連携による柔軟な組織運営に取り組んだ。 |
| 成果目標に対する達成状況 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 担当理事制やプロジェクトチーム制については、検証・改善を重ね、必要に応じて見直しを行ってきたが、柔軟かつ自律的な組織運営が可能となる仕組みについては、今後も更なる検討が必要である。 ○ 局設置については、意思決定の迅速化が図られたほか、観光交流施策や文化スポーツ施策に対する県民や関係機関等の認知度や期待感が高まり、効果的な事業展開が図られるようになった。 |

うつくしま行財政改革大綱の取組状況（I-1-(3)）

| 1 大綱の取組項目 | |
|-----------------------|--|
| 取組項目 | (3) 住民の声が県を動かす仕組みづくり |
| 方向性と視点 | I 県民等との連携・協働 ー 県民参画の視点ー |
| 推進項目 | 1 地域課題の共有と連携・協働の仕組みづくり |
| 成果目標 | 職員が出張等において県民から寄せられた意見を、その都度登録するなどの視点を基本として、平成18年度中にデータベースを構築し、住民の声や知恵を出発点にヨコに連携する業務運営と意識の醸成を目指す。 |
| 2 取組状況（平成18年度～平成22年度） | |
| これまでの具体的取組み | それぞれの職員に寄せられた住民の声や知恵を出発点として、住民の多様な価値観、物事の見方、とらえ方等をネットワークで交差させるデータベース（知恵の交差点）を構築。 H20年度 テスト運用開始 H21年度～ 本格稼働 |
| 成果目標に対する達成状況 | 上記の取組みによりシステムが構築され、平成22年度末までに17テーマで316の書込があるなど、県政に関する様々な課題やそれに対する意見等について、担当課がそれぞれの業務に反映させるなど組織横断的に共有することが可能となった。 |

うつくしま行財政改革大綱の取組状況（I-1-(4)）

| 1 大綱の取組項目 | |
|-----------------------|--|
| 取組項目 | (4) 成果重視型事業展開 |
| 方向性と視点 | I 県民等との連携・協働 ー 県民参画の視点ー |
| 推進項目 | 1 地域課題の共有と連携・協働の仕組みづくり |
| 成果目標 | ユニバーサルデザイン推進指針やホームページ作成ガイドライン等に基づくことを前提として、事務事業の成果のわかりやすい発信とその検証・改善に取り組みます。 さらに、地域住民等からの意見反映を可能とするモニタリング制度の平成19年度導入を目指します。 |
| 2 取組状況（平成18年度～平成22年度） | |
| これまでの具体的な取組み | <ul style="list-style-type: none"> ・ 外部委員から成る「福島県事業評価委員会」の効率的運営により多様な意見を反映させ、事業評価の客観性の向上を図るとともに、評価表を簡潔で分かりやすく不断に改善し、県民に分かりやすい事業評価の発信に努めた。 ・ 事務事業モニタリング制度導入の検討に当たって、現在の政策評価や広聴制度について取組みの状況を確認した。 <ul style="list-style-type: none"> < 県ホームページ上の取組み > ① 「政策評価のページ」 評価対象事務事業は、県民が随時モニタリングできる体制を整備済。ご意見やご提案を随時受け付けている。 ② 「県民提案コーナー」 電子メールやはがき等により随時受付。2週間以内を目安に回答し、内容をホームページ上に公開。 |
| 成果目標に対する達成状況 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業評価については、ホームページのリニューアル等発信方法の見直しにより、住民への分かりやすさの観点での改善が図られた。 |

うつくしま行財政改革大綱の取組状況（I-1-(5)）

| | |
|---|--|
| 1 大綱の取組項目 | |
| 取組項目 | (5) 地域に役立つ研究開発の推進 |
| 方向性と視点 | I 県民等との連携・協働 ー県民参画の視点ー |
| 推進項目 | 1 地域課題の共有と連携・協働の仕組みづくり |
| 成果目標 | 市町村・住民から試験研究への要望を収集するとともに、課題の設定及び研究成果について、消費者代表等を加えた評価制度へ移行し、地域に役立つ研究開発を推進します。 新たな制度導入とあわせ具体的な成果目標を設定します。 |
| 【商工労働部：ハイテクプラザ】 | |
| 2 取組状況（平成18年度～平成22年度） | |
| これまでの具体的取組み | <ol style="list-style-type: none"> 1 試験研究機関の研究成果の発信 住民や市町村に対し、「研究成果発表会」、「集まれっ！ハイテクプラザ」、「業務説明会」、「出前技術相談会」等を実施し、研究成果の発信に努めた。 2 住民の意向を踏まえた研究成果の評価 研究成果の評価にあたって、学識経験者とともに消費生活アドバイザーからも意見を聴取した。 3 住民や市町村と連携した取組みの拡充 地域の技術的課題を住民や市町村から公募するなど、地域ニーズに応じた研究開発を実施した。 |
| 成果目標に対する達成状況 | <p>上記1, 3の取組みにより、平成22年度末には技術的相談を受けた件数が4,627件で平成18年度比119%となるなど、住民に身近な試験研究機関へ向けて一定の推進が図られている。</p> <p>また、上記2の取組みにより、住民の意向を踏まえた研究成果の評価についても一定の推進が図られており（H18-H22評価実績66件）、成果目標を概ね達成している。</p> |
| 【農林水産部：農業総合センター、林業研究センター、水産試験場、水産種苗研究所、内水面水産試験場】 | |
| 2 取組状況（平成18年度～平成22年度） | |
| これまでの具体的取組み | <ol style="list-style-type: none"> 1 試験研究に係る住民理解の促進に向けた研究成果の発信 各試験研究機関における参観デー、研究成果発表会、所内常設展示パネル、機関誌の発行等で研究機関の内容や研究成果等の情報発信を行った。 2 住民の意向を踏まえた研究成果の評価 研究成果の評価にあたって、学識経験者とともに消費生活アドバイザーからも意見を聴取した。 3 住民や市町村と連携した取組みの拡充 試験研究機関に対する要望を把握するため、市町村への照会や参観デーにおける一般来場者へのアンケートを実施した。また、農業総合センターでは、研究成果の速やかな普及を図るための技 |

| | |
|---------------------|--|
| | <p>術移転セミナーを開催した。</p> <p>4 試験研究推進方針の策定 新たな「福島県農林水産業の試験研究推進方針」を策定するため、外部有識者の意見を聴取しそれを計画に反映した（平成22年9月策定）。</p> <p>5 農林試験研究機関検討委員会 試験研究の在り方について検討するため、検討委員会を設立し関係団体や外部有識者から意見を聴取した。</p> |
| <p>成果目標に対する達成状況</p> | <p>上記2の取組みでは、住民の意向を踏まえた研究成果の評価を受けるため、評価対象とした271課題について外部アドバイザーから意見を聴取しており、成果目標を十分達成している。</p> <p>また、市町村等への照会により集約した574課題の要望の内、約58%については新たに課題化する、又は既存課題の中で取り組むとともに、残りの約42%の要望については、情報提供するなどの対応を行っており、成果目標を十分達成している。</p> |

うつくしま行財政改革大綱の取組状況（I-1-(6)）

| 1 大綱の取組項目 | |
|-----------------------|--|
| 取組項目 | (6) 戦略的広報の推進 |
| 方向性と視点 | I 県民等との連携・協働 ー 県民参画の視点ー |
| 推進項目 | 1 地域課題の共有と連携・協働の仕組みづくり |
| 成果目標 | <p>平成18年度から、部局横断的な視点からの全庁的調整による広報を展開するとともに、検証・改善の取組みを進めていきます。</p> <p>また、新たな広報媒体等を活用した情報発信を平成18年度より導入し、県内外はもちろん、国内外のマスコミ等への情報提供件数の17年度比10%増を目指します。</p> <p>(⑰ 3,757件 18年2月現在)</p> |
| 2 取組状況（平成18年度～平成22年度） | |
| これまでの具 体的取組み | <p>1 全庁的な調整の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県の重点推進分野と連動した広報重点テーマを設定し、各種媒体を通じた重点的な広報活動を行った。 <p>2 効果的な情報発信の取組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 民間の広域的プレスリリース配信サービスを利用し、国内外マスコミへ情報提供するとともに、CMS技術を活用したホームページを作成し、県民に分かりやすく魅力的な情報を発信した。 |
| 成果目標に対 する達成状況 | <p>マスコミ等への情報提供については、積極的かつ効率的な情報発信に努めたが、⑳目標4,407件に対し、87.6%（3,863件平成22年3月10日現在）と目標を下回った。しかし、3月11日以降通常の情報提供以外に数多くの震災関連情報について広報を行った。</p> <p>全庁的調整による広報については、県外に向けての広報では、広報戦略会議を設置し、広報戦略の策定や部局連携による戦略的かつ効果的な広報を展開し、また、県内に向けては、県政広報番組等において、県の重点推進分野と連動した広報重点テーマを設定し、重点的な広報を実施した。このような取組みにより、全庁的な調整については、一定の成果を収めた。</p> |

※広域的プレスリリース配信サービス：通信社が有する国内外メディアへの配信網を活用し、瞬時、同時に広域的な情報提供を行う配信サービス。

※CMS（Contents Management System の略）

うつくしま行財政改革大綱の取組状況（I-1-(7)）

| 1 大綱の取組項目 | |
|-----------------------|---|
| 取組項目 | (7) 職員の地域参加意欲の喚起と双方向交流の推進 |
| 方向性と視点 | I 県民等との連携・協働 ー県民参画の視点ー |
| 推進項目 | 1 地域課題の共有と連携・協働の仕組みづくり |
| 成果目標 | 住民の声や知恵を出発点とする業務運営を通して職員の意識改革を醸成し、地域活動参加促進方策等の仕組みを検討・導入し、その結果として地域との関わりを持つ職員約7割（平成16年度職員アンケート）の拡大を目指します。 ふるさと町村応援隊については、その取組みを拡充します。 |
| 2 取組状況（平成18年度～平成22年度） | |
| これまでの具体的な取組み | <ul style="list-style-type: none"> ・職員の自主的な地域参加を促すため、地域の祭り、河川美化など地域活動参加機会の周知を図るとともに新規採用職員に対する知事講話を始め、さまざまな機会をとらえて職員の意識の醸成を図った。 ・「ふるさと町村応援隊」の取組み実績 <ul style="list-style-type: none"> ①各種相談対応 91件（H18～H22年度） ②イベント等のPR活動 310件（ " ） ③各種アドバイス 49件（ " ） ④その他 223件（ " ） |
| 成果目標に対する達成状況 | <ul style="list-style-type: none"> ・地域活動への参加については、あらゆる機会に職員へ働きかけており、県庁舎周辺での地域住民の方等への「あいさつ運動」や「清掃活動」など、自らも地域社会の一員としての職員の自主的な活動が広がりを見せている。 ・「ふるさと町村応援隊」の隊員数は横ばいであるが、広範囲な活動実績が認められ、意識面からも一定の成果が見られる。 |

うつくしま行財政改革大綱の取組状況（I-1-(8)）

| 1 大綱の取組項目 | |
|-----------------------|--|
| 取組項目 | (8) 分権宣言進化プログラムの定着化 |
| 方向性と視点 | I 県民等との連携・協働 ー県民参画の視点ー |
| 推進項目 | 1 地域課題の共有と連携・協働の仕組みづくり |
| 成果目標 | 分権宣言進化プログラムの目指すものや地域連携室の取組みについて、住民、市町村、県職員の理解を深めるため、平成18年度においては各地方振興局単位に講座を開催するとともに、19年度以降、検証・改善による取組みを積み重ねていく。 |
| 2 取組状況（平成18年度～平成22年度） | |
| これまでの具 体的取組み | <ul style="list-style-type: none"> ○ 分権を育てる講座 <ul style="list-style-type: none"> ・「地方分権スクール」の開催（H20・3回） ・地域密着型地方自治制度研究会議（外部講師）（5回） ・地域連携室主催による地方分権懇談会・連携サロン等（随時） ○ 職員を対象とした講座 <ul style="list-style-type: none"> ・新採用職員向け講座（4回） ・地方振興局職員向け講座（4回） ・行革主任会議等における講座（9回） ・全市町村職員を対象とした会議での講座（1回） ○ 分権広報活動 <ul style="list-style-type: none"> ・オーダーメイド権限移譲の協議過程における広報（随時） ・「道州制ホームページ」の開設（H19） ・市町村への権限移譲ホームページの管理運営 ・地域密着型地方自治制度研究会議ホームページの管理運営 など |
| 成果目標に対 する達成状況 | ・「地方分権スクール」や「地方分権懇談会」など県民参加型の活動のほか、「オーダーメイド権限移譲」の協議過程や「地域密着型地方自治制度研究会議」等あらゆる機会の活用を通じて分権広報を実施することができた。 |

うつくしま行財政改革大綱の取組状況（I-1-(9)）

| 1 大綱の取組項目 | |
|-----------------------|--|
| 取組項目 | (9) 広域連携総合推進戦略の策定・推進 |
| 方向性と視点 | I 県民等との連携・協働 ー県民参画の視点ー |
| 推進項目 | 1 地域課題の共有と連携・協働の仕組みづくり |
| 成果目標 | 平成18年度において、既存の広域連携の取組み検証や広域的課題の抽出を行い、基本的考え方をとりまとめます。そのうえで、関係各県とも調整を図りながら総合的な連携・調整の戦略を策定し、個別テーマごと取組みを推進します。 |
| 2 取組状況（平成18年度～平成22年度） | |
| これまでの具 体的取組み | <ul style="list-style-type: none"> ・ 既存の広域連携の取組みに関する全庁調査を実施し、得られた情報を基に取組みの類型化を試みた。(H18) 　　< 6 類型 > 特定戦略型、共同研究型、情報共有・実務研修型、防災協定、合同取締等実施型、総合型 ・ 各部局における広域連携の取組状況を把握 (H18～)、 　　ex. 観光分野（東北観光推進機構の創設・加盟） 　　保健福祉分野（身体障がい者等駐車スペース利用証交付の共同実施、ファミタンカードの連携開始 等） ・ 北関東磐越五県知事会議構成県との連携による「広域自治体のあり方に関する勉強会」を設置 (H19) し、地方分権改革の進展（国の出先機関の見直し、国と地方の役割分担の再構築など）を見据えながら、都道府県間の広域連携を含む広域自治体の在り方等について情報・意見交換を行った。(6回開催) |
| 成果目標に対 する達成状況 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 広域連携の主な取組みを検証した結果、現状においても概ね効果的な連携が図られており、新たな連携への取組みも積極的に行われていることから、総合戦略の策定については関係各県・機関との中長期的な課題とすることとした。 |

うつくしま行財政改革大綱の取組状況（I-2-(1)）

| 1 大綱の取組項目 | |
|-----------------------|---|
| 取組項目 | (1) 県民運動の推進 |
| 方向性と視点 | I 県民等との連携・協働 ー 県民参画の視点ー |
| 推進項目 | 2 県民参画領域の拡大 |
| 成果目標 | <ul style="list-style-type: none"> ○ フィールドワーカー等活動件数 年間500件（～平成18年度） ○ 県民運動活動者数 年間5,000人（～平成18年度） ○ 「住民による新たな県民運動円卓会議」の構築数 60箇所（平成20年度～平成22年度） |
| 2 取組状況（平成18年度～平成22年度） | |
| これまでの具 体的取組み | <ul style="list-style-type: none"> ○ 第Ⅲ期県民運動においては、「オフィスうつくしま」を設置し、フィールドワーカーによる情報収集・提供、県民活動への助言等を実施した。 ○ 新たな県民運動においては、推進母体として県民運動推進会議を設立し、推進大会の開催、功績が顕著な個人・団体への知事感謝状の贈呈、住民による地域課題解決のための円卓会議の開催支援などを実施した。 |
| 成果目標に対 する達成状況 | <ul style="list-style-type: none"> ○ フィールドワーカー等活動件数は、平成18年度には569件となり、成果目標を達成した。 ○ 県民運動活動者数は、平成18年度には18,235人となり、成果目標を大きく上回った。 ○ 「住民による新たな県民運動円卓会議」については、東日本大震災の影響により目標値には若干届かなかったが、平成22年度までに県内56箇所で開催が構築されるなど、一定の推進が図られている。 |

※活動応援人「フィールドワーカー」：県民が活動している現場（フィールド）に出向き、アクティ
ブに情報収集や提供を行い、活動をコーディネートする専従スタッフ。

※県民運動活動者：「美しいふくしま」をつくるために主体的に活動する人。

うつくしま行財政改革大綱の取組状況（I-2-(2)）

| 1 大綱の取組項目 | |
|-----------------------|--|
| 取組項目 | (2) ボランティア・NPOとの協働推進 |
| 方向性と視点 | I 県民等との連携・協働 ー県民参画の視点ー |
| 推進項目 | 2 県民参画領域の拡大 |
| 成果目標 | 連携・協働事業数を平成22年度までに110件にするとともに、連携・協働するNPO数を増やすなど、NPO活動のすそ野を広げる取組みを目指します。 |
| 2 取組状況（平成18年度～平成22年度） | |
| これまでの具 体的取組み | <ul style="list-style-type: none"> ○ 平成19年2月に策定した「ふくしま協働推進アクションプログラム」に基づき、協働推進主任会議を設置し、NPOと行政の協働推進について、全庁的な共通認識の浸透を図るとともに、市町村職員を対象とした方部別セミナーやNPOと行政のネットワーク構築を目的とした会議等を開催し、NPOと県との意見交換を行うなど、協働による地域づくりの実践を支援してきた。 ○ ボランティアセンターの設置を希望する市町村及び未設置市町村に対して当該機能の有効性について啓発活動を行い、既に設置している市町村に対しては機能充実の促進を働きかけた。 |
| 成果目標に対 する達成状況 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 連携・協働事業数は、平成21年度に121件となっており、成果目標を達成している（平成22年度については、東日本大震災の影響により調査不能）。 ○ また、ボランティアセンターを設置する市町村数が、平成17年度末の46市町村から平成22年度末で53市町村となるなど、ボランティアの活動拠点の整備について一定の推進が図られている。 |

うつくしま行財政改革大綱の取組状況（I-2-(3)）

| 1 大綱の取組項目 | |
|-----------------------|--|
| 取組項目 | (3) 具体の計画策定等への県民参画 |
| 方向性と視点 | I 県民等との連携・協働 ー 県民参画の視点ー |
| 推進項目 | 2 県民参画領域の拡大 |
| 成果目標 | 「総合的水管理計画・地域計画」や「新しいまちづくりのビジョン（仮称）」などの策定において住民等の意見を反映させる取組みを進めるとともに、その取組状況について、市町村等地域の意見を踏まえ検証し、改善を積み重ねていきます。 |
| 2 取組状況（平成18年度～平成22年度） | |
| これまでの具 体的取組み | <ul style="list-style-type: none"> ・ 「うつくしま『水との共生』プラン」のモデルとして取り組んできた夏井川流域において、流域内の県民で構成される「夏井川流域の会」が、県や地元市町の支援の下、「夏井川流域行動計画」を策定 ・ 「うつくしま『水との共生』プラン」において、平成22年9月に「広瀬川・古川等流域及び周辺地域の水環境活動交流会」を開催し、今後の連携した取組みやネットワーク構築について合意 ・ 「総合計画『いきいき Fukushima創造プラン』」、「第3次環境基本計画」、「ふくしま男女共同参画プラン」、「新しいまちづくりビジョン」などの策定において、県民等との意見交換を実施 ・ 「ふくしまの新しい県土づくりプラン」の策定において、各地域の代表等からなるアドバイザー会議を開催 ・ 「うつくしま子ども夢プラン」、「いきいき Fukushima農林水産振興プラン」、「第6次福島県総合教育計画」などの策定において、県民アンケートを実施 |
| 成果目標に対 する達成状況 | 県民主体の計画策定や県民等との意見交換、アドバイザー会議の実施等により、県民等の意見を各種計画策定に反映させる取組みがなされており、一定の成果を上げている。 |

うつくしま行財政改革大綱の取組状況（I-2-(4)）

| 1 大綱の取組項目 | |
|-----------------------|--|
| 取組項目 | (4) アウトソーシングの着実な推進 |
| 方向性と視点 | I 県民等との連携・協働—県民参画の視点— |
| 推進項目 | 2 県民参画領域の拡大 |
| 成果目標 | <p>アウトソーシング推進実行計画に基づく推進状況を検証し、平成18年度中に、コスト削減目標や推進内容の修正等を盛り込んだ実行計画として改訂し、取組みを推進します。</p> <p>また、住民提案型アウトソーシングの実施により、住民の発想に基づく業務運営手法の確立を目指します。</p> |
| 2 取組状況（平成18年度～平成22年度） | |
| これまでの具体的な取組み | <p>1 平成18年度にアウトソーシング実行計画を改訂し、更なる取組みを推進した。</p> <p>〈主な取組状況〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 庶務業務について、庶務システム稼働に伴う業務集約化に向け、平成21年12月から労働者派遣制度を活用（▲81名） ・ 公用車運転業務について、平成21年度から運転手の集中管理を実施 ・ 現業的業務について、外部委託、嘱託化等により正規職員を削減（H23当初—H18当初 ▲148名） <p>2 住民提案型アウトソーシングについては、平成19年度に実施した「分権広報活動事業」、「NPOと行政の協働推進事業」の検証結果を踏まえ、実施について引き続き検討を行うこととした。</p> <p>〈検証結果〉</p> <p>民間の発想を取り入れることができたが、以下の課題がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 応募者数が少ない ・ 必ずしも経費削減に結びつかない ・ 県と受託者の役割分担が不明瞭になりがち |
| 成果目標に対する達成状況 | <p>アウトソーシング実行計画に基づく取組みについては、上記1のとおり、多くの業務等において実行しており、着実に推進している。</p> <p>住民提案型アウトソーシングについては、「住民の発想に基づく業務運営手法の確立」までには至っておらず、また、課題はあるものの、新たな住民参画の取組みとして意義があったと考える。</p> |

うつくしま行財政改革大綱の取組状況（Ⅰ-2-(5)）

| 1 大綱の取組項目 | |
|-----------------------|---|
| 取組項目 | (5) 福島県版市場化テスト（官民競争入札制度）の検討 |
| 方向性と視点 | I 県民等との連携・協働 ー 県民参画の視点ー |
| 推進項目 | 2 県民参画領域の拡大 |
| 成果目標 | 制度設計時に取り組むべき分野・内容等を設定します。 |
| 2 取組状況（平成18年度～平成22年度） | |
| これまでの具 体的取組み | <p>福島県版市場化テストの導入可能性等を検討した結果、次の状況を踏まえ、当面導入はしないこととするが、引き続き研究・情報収集を進めることとした（平成20年3月）。</p> <p>① 国の省庁では未実施を含めて50程度、自治体では北海道、東京都、愛知県等で数事例みられるのみであり、必ずしも浸透しているとは言えず、むしろ、本県としては現在のアウトソーシングを確実に進めたほうが効果が高いとみられること。</p> <p>② 本県は、7つの生活圏ごと地域性・経済性も異なるため、同じ業務であっても、ある地域は民間、ある地域は県直営とまばらになることが容易に想定され、県としての説明責任や効率性の確保に疑問があること。</p> <p>③ 平成19年度に試行した住民提案型アウトソーシングは、方向性として市場化テスト的な展開も視野に入れられる可能性があるため、この実施結果の検証及び発展の方向性の検討を優先させるべきこと。</p> |
| 成果目標に対 する達成状況 | 先進事例調査、他の手法との比較等、導入について検討を行い、当面導入はしないという結論に達した。 |

うつくしま行財政改革大綱の取組状況（I-2-(6)）

| 1 大綱の取組項目 | |
|-----------------------|---|
| 取組項目 | (6) ノーアクションレター制度（法令適用事前確認手続）導入の検討 |
| 方向性と視点 | I 県民等との連携・協働 ー 県民参画の視点ー |
| 推進項目 | 2 県民参加領域の拡大 |
| 成果目標 | 制度設計時に取り組むべき内容等を設定します。 |
| 2 取組状況（平成18年度～平成22年度） | |
| これまでの具 体的取組み | <ul style="list-style-type: none"> ・先行導入している3道県の状況を調査したところ、平成21年度までに活用実績はなく、国においても、本県各課が通常業務として行っている範囲内の状況にあることを確認した。 ・これら先進事例の運用状況を踏まえ、検討を進めた結果、本県での導入は当面見合わせることにした。 |
| 成果目標に対 する達成状況 | <ul style="list-style-type: none"> ・当面、導入の必要性は無いことを確認した。 |

うつくしま行財政改革大綱の取組状況（I-2-(7)）

| 1 大綱の取組項目 | |
|-----------------------|---|
| 取組項目 | (7) 「自治宣言」の検討・提唱 |
| 方向性と視点 | I 県民等との連携・協働 ー 県民参画の視点ー |
| 推進項目 | 2 県民参加領域の拡大 |
| 成果目標 | 策定の検討にあたっては、地域を担っている市町村、住民、NPOを始めとする各種団体等、あらゆる主体との議論を積み重ねていきます。 |
| 2 取組状況（平成18年度～平成22年度） | |
| これまでの具体的取組み | <ul style="list-style-type: none"> ・ 都道府県レベルで全国で初めて自治基本条例を策定した先行事例（神奈川県）を調査。同条例に掲げる「県民参加の機会の確保」、「県民投票制度のあり方」、「市町村の県政参加」等について、具体化に向けた検討が行われていることを確認した。 ・ 地域密着型地方自治制度研究会議において、関連事項（分権改革動向、国等の過剰関与など）について検討した。 |
| 成果目標に対する達成状況 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 地方分権に関する会議や講座の開催等を通じて、真の地方分権改革の実現に向けた機運の醸成に努めているが、「自治宣言」提唱の意義や必要性が十分共有されているとは言えない段階にある。 ・ 地域主権改革の取組みの一つとして、地方自治法の抜本改正に向けた検討が行われることとなったことから、地方自治の在り方を考える上では、今後の国の議論の動向を十分踏まえる必要がある。 |

うつくしま行財政改革大綱の取組状況（Ⅱ-1-(1)）

| 1 大綱の取組項目 | |
|-----------------------|---|
| 取組項目 | (1) 住民の意向を反映した自治制度改革の研究・提言 |
| 方向性と視点 | Ⅱ 市町村との分担・連携 ―住民基本の視点― |
| 推進項目 | 1 連携・協働の推進 |
| 成果目標 | <p>平成18年度前半に市町村との連携のもと、地域密着型地方自治制度研究会議の設置します。</p> <p>研究会議における議論を通じ、毎年度提言をとりまとめ、県において対応すべき事項については、その対応状況を公表するとともに、国に対しては、制度改革や過剰関与撤廃等の働きかけを行います。</p> |
| 2 取組状況（平成18年度～平成22年度） | |
| これまでの具体的取組み | <ul style="list-style-type: none"> ・地域密着型地方自治制度研究会議の設置（H18） ・同研究会議（分科会含む）の開催：14回（H18～H22） うちシンポジウム形式での開催：1回（H20.2 第5回会議） 外部講師招聘による開催：5回（延べ6名） ・アンケート調査の実施 H18：行政委員会制度・過剰関与（市町村職員・県職員） H19：県による過剰関与・道州制等（県職員） H21：広域連携（全市町村） H22：地方分権全般（全市町村） ・検討状況報告「広域連携の在り方について」（H22） |
| 成果目標に対する達成状況 | <ul style="list-style-type: none"> ・平成18年の会議設置以降、継続的に開催（年2～3回）することができた。提言のとりまとめには至っていないものの、住民により身近な市町村との連携によって、地域の実情等を踏まえた地方自治制度に関する議論を深めることができた。 |

うつくしま行財政改革大綱の取組状況（Ⅱ-1-(2)）

| 1 大綱の取組項目 | |
|-----------------------|--|
| 取組項目 | (2) 市町村と県の業務連携システムの構築 |
| 方向性と視点 | Ⅱ 市町村との分担・連携 ー住民基本の視点ー |
| 推進項目 | 1 連携・協働の推進 |
| 成果目標 | 平成18年度において、専門機能データベース及び市町村と県の業務共同処理システムの検討・構築を行います。 構築後は、その運用状況を検証することにより、その改善を図ります。 |
| 2 取組状況（平成18年度～平成22年度） | |
| これまでの具体的な取組み | <ul style="list-style-type: none"> ・ 各省庁及び国の外郭団体等が実施する助成事業の中から、市町村等が活用可能な情報を取りまとめたデータベースを全庁的な連携により構築（H21）。 ・ 市町村と県の業務連携を行うに当たっての県の基本的な考え方「市町村と県の業務連携（共同処理・受託）について～市町村の実状に応じた地域づくりの実現に向けて～」を取りまとめの上、市町村から具体的な業務連携の協議を受ける体制を整備（H19）。 |
| 成果目標に対する達成状況 | <ul style="list-style-type: none"> ・ データベースに関しては、各地方振興局地域連携室を相談窓口として位置づけ、データベースを共有した県の各部局（出先機関を含む）との連携の上で、市町村からの個別相談に対応している。 ・ 徴税（福島県会津地域地方税滞納整理機構）や過疎地域振興（奥会津振興センター）などの分野において、行政課題に対応した県と市町村による新たな連携の仕組みが構築できた。 |

うつくしま行財政改革大綱の取組状況（Ⅱ-1-(3)）

| 1 大綱の取組項目 | |
|-----------------------|--|
| 取組項目 | (3) 市町村・県・国の「イコール・パートナー」関係の確立 |
| 方向性と視点 | Ⅱ 市町村との分担・連携 ー住民基本の視点ー |
| 推進項目 | 1 連携・協働の推進 |
| 成果目標 | <p>問題事例の収集を行います。</p> <p>問題事例のうち県において対応すべき事例については、その対応状況を公表します。</p> <p>また、国において対応すべき事例については、その改正要望等を通じて問題認識の共有化と改善を図ります。</p> |
| 2 取組状況（平成18年度～平成22年度） | |
| これまでの具体的な取組み | <ul style="list-style-type: none"> ・ 過剰関与等に関するアンケートの実施（H18・H19・H22） ・ 具体的な支障事例の庁内調査（H20・H22） ・ 国の出先機関に関する庁内調査（H20・H22） ・ 地域密着型地方自治制度研究会議での議論（H18～） |
| 成果目標に対する達成状況 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 様々な機会を通じて問題事例の把握に努め、全国知事会への報告など国に対し改正要望をすることができた。 ・ 法令による義務付け見直しが地域主権一括法案に盛り込まれたように、本県を含め地方のこれまでの活動が、国の関与見直しの動きに着実に繋がっている。 ・ 平成22年度に実施した市町村を対象とした地方分権アンケートでは、県の過剰関与について半数を超える市町村が「少なくなっている」との回答であった。 |

うつくしま行財政改革大綱の取組状況（Ⅱ-1-(4)）

| 1 大綱の取組項目 | |
|-----------------------|--|
| 取組項目 | (4) 市町村が策定する計画等への支援 |
| 方向性と視点 | Ⅱ 市町村との分担・連携　－住民基本の視点－ |
| 推進項目 | 1 連携・協働の推進 |
| 成果目標 | 各担当領域において、市町村に策定が求められる各種計画について、計画の有効性や代替性などの評価項目に基づき必要性を検討したうえで、策定が必要な計画等について、円滑な策定が図られるよう支援することなどにより、市町村の負担軽減を図ることを目指します。 |
| 2 取組状況（平成18年度～平成22年度） | |
| これまでの具体的な取組み | 市町村に策定が求められている各種計画について実態把握を行った結果、それぞれ個別の根拠に基づいており、一律に要否や支援策を判断することは困難であることから、市町村アンケート等を踏まえながら、個別具体的な事例について地域密着型地方自治制度研究会議等を通じて検討を行っていくことが適当であると判断した。 |
| 成果目標に対する達成状況 | ・実態調査等を踏まえ、個別具体的な事例について検討を行うこととした。 |

うつくしま行財政改革大綱の取組状況（Ⅱ-2-(1)）

| 1 大綱の取組項目 | |
|-----------------------|--|
| 取組項目 | (1) オーダーメイド権限移譲の実施 |
| 方向性と視点 | Ⅱ 市町村との分担・連携 ー住民基本の視点ー |
| 推進項目 | 2 市町村の自主的・主体的な取組みの支援 |
| 成果目標 | 法令及び条例に基づく県の権限数約4,900について、移譲可能業務リスト（たたき台）を提示します。たたき台について、市町村との意見交換を通じ、意見の反映をしたうえで、平成18年10月を目途に県としての移譲可能業務リストを提示し、このリストに基づき、平成19年度よりオーダーメイド権限移譲を実施します。 |
| 2 取組状況（平成18年度～平成22年度） | |
| これまでの具体的取組み | <ul style="list-style-type: none"> ・移譲可能事務リストの策定（H18） ・移譲希望事務に関する市町村への照会（H19・H22） ・市町村訪問・説明会等を利用した周知・PR（随時） ・市町村との具体的協議の実施（随時） ・移譲に向けた事務引継ぎ等の実施（H21～） ・推奨事務リストの提示（H22） |
| 成果目標に対する達成状況 | <ul style="list-style-type: none"> ・平成23年4月1日現在で24の市町村に対し16法令258事務の移譲を実現。 （延べ：48市町村22法令295事務） |

うつくしま行財政改革大綱の取組状況（Ⅱ-2-(2)）

| 1 大綱の取組項目 | |
|--------------|--|
| 取組項目 | (2) 地域課題解決に向けた政策法務の充実 |
| 方向性と視点 | Ⅱ 市町村との分担・連携 ー住民基本の視点ー |
| 推進項目 | 2 市町村の自主的・主体的な取組みの支援 |
| 成果目標 | 役割分担の明確化を図りながら、県の専門機能の発揮により、市町村の課題解決に向けた取組みを支援します。 |
| 2 取組項目の総括 | |
| これまでの具体的取組み | <p>1 市町村単独では解決できない、部局横断的な対応が必要な課題への支援</p> <p>※ I-1-(1)に記載（以下同様）</p> <p>2 課題解決に向けた法的支援</p> <p>(1) 市町村との政策法務に関する意見・情報交換 地域連携室を通じ、政策法務に関する市町村との意見・情報交換会等を開催した。</p> <p>(2) 市町村の条例制定等に対する支援 市町村法務に対する県の政策法務支援として、市町村の条例制定等に関し、地域連携室と協力して、条例の制度設計や明確かつわかりやすい法令表現に係る助言等の支援を行った。</p> |
| 成果目標に対する達成状況 | 政策法務に関する市町村との意見・情報交換会等(のべ34回開催)を開催し、政策法務への取組みの重要性の認識が高まり、市町村職員の政策法務能力の向上に寄与した。(条例制定に関する支援 18件) |

うつくしま行財政改革大綱の取組状況（Ⅱ-2-(3)）

| 1 大綱の取組項目 | |
|-----------------------|---|
| 取組項目 | (3) 市町村行政支援プランに基づく支援 |
| 方向性と視点 | Ⅱ 市町村との分担・連携 ー住民基本の視点ー |
| 推進項目 | 2 市町村の自主的・主体的な取組みの支援 |
| 成果目標 | 県内の市町村が自立した行政運営を行っていけるよう、市町村における行政体制の効率化、行財政基盤の強化に向けた取り組みを支援します。 |
| 2 取組状況（平成18年度～平成22年度） | |
| これまでの具 体的取組み | <p>【行政体制の効率化】 市町村の要請に応じて、相互人事交流及び実務研修の受入を実施した。</p> <p>【行財政基盤の強化】 自主財源の確保のため、市町村と連携し併任徴収や直接徴収等を実施した。</p> |
| 成果目標に対 する達成状況 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 県から延べ147名（副市町村長57名、一般職28名、相互人事交流62名）を派遣し、市町村からは延べ120名（相互人事交流 62名、実務研修生58名）を受け入れた。 ・ 自主財源確保の取組みに対し支援を実施した。 地方税法第48条に基づく徴取引継（直接徴収）：延べ35名（専任） 徴収職員人事交流：県延べ5名、市町村延べ5名（相互人事交流に含まれる） 短期徴税実務研修制度（県税部での3～6月の短期研修）：15名 さらに、平成22年2月には、個人住民税を中心とした市町村税徴収対策の一環として、会津地区に「会津地域地方税滞納整理機構」を設置し、徴収強化を図った。 以上の取組み等により、成果目標を達成したと考える。 |

うつくしま行財政改革大綱の取組状況（Ⅱ-2-(4)）

| 1 大綱の取組項目 | |
|-----------------------|---|
| 取組項目 | (4) 市町村合併支援プランに基づく支援 |
| 方向性と視点 | Ⅱ 市町村との分担・連携 ー住民基本の視点ー |
| 推進項目 | 2 市町村の自主的・主体的な取組みの支援 |
| 成果目標 | 合併協議会における円滑な協議・運営及び合併後の新市町における円滑な行政運営の実現を目指します。 |
| 2 取組状況（平成18年度～平成22年度） | |
| これまでの具 体的取組み | <p>取組み期間内においては、「本宮町・白沢村合併協議会」へ平成17年4月から平成18年12月まで、事務局事務支援のため職員1名を駐在させた。また、「福島市・飯野町合併協議会」へ平成19年1月から平成20年6月まで、県北地方振興局長が顧問として参画した。</p> <p>合併後の市へ、生活保護業務の指導監督を行う職員及び、教育委員会へ指導主事を派遣した。</p> <p>合併市町村の一体性の確保などのまちづくりを支援するため、合併市町村支援交付金を交付した。また、「福島県市町村合併支援道路整備計画」（合併旧法・新法分）を策定し、整備事業に着手した。</p> |
| 成果目標対 する達成状況 | <ul style="list-style-type: none"> ・本宮市が平成19年1月1日、福島市が平成20年7月1日に合併した。 ・伊達市（平成18～19年度）、本宮市（平成19～22年度）に生活保護業務の指導監督を行う職員を1名ずつ派遣した。 <p>また、合併した10市（会津若松市、田村市、須賀川市、白河市、二本松市、南相馬市、伊達市、喜多方市、本宮市、福島市）の教育委員会に指導主事を派遣した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・合併市町村支援交付金については、電算システムの統合及び道路台帳の整備等の事業に対し、10市2町に4,220,000千円を交付した。（平成16～22年度・配賦率98.1%） ・市町村合併支援道路整備事業については、12市町（合併旧法分10市町、新法分2市）20路線（旧法18路線：平成19年3月策定、新法2路線：平成21年3月策定）で事業着手した。 <p>以上の取組みにより、成果目標を達成したと考える。</p> |

うつくしま行財政改革大綱の取組状況（Ⅲ-1-(1)）

| 1 大綱の取組項目 | |
|-----------------------|---|
| 取組項目 | (1) 健全で柔軟な財政構造の確立 |
| 方向性と視点 | Ⅲ 行財政システムの確立 －組織風土の変革：成果・現場重視の視点－ |
| 推進項目 | 1 これまでの改革成果の発揮 |
| 成果目標 | 歳入に見合った収支均衡型の財政構造の確立 |
| 2 取組状況（平成18年度～平成22年度） | |
| これまでの具 体的取組み | <p>○ 新たな財政構造改革プログラムに基づく取組み 標記プログラム（計画期間：平成18年度～22年度）に基づき、あらゆる工夫による歳入の確保と徹底した歳出の見直しを行った。</p> <p>平成20年10月には、平成21年度から平成22年度を緊急対応期間とした改訂を行い、財源不足への対策に集中的に取り組んだ。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 歳入 駐車場の有料化、広告掲載、基金や国の交付金の活用等 ・ 歳出 県単独事業を中心にした事業そのものの抜本的見直し、人件費の抑制措置等 |
| 成果目標に対 する達成状況 | <p>当初の想定を超える財源不足が生じたことにより、平成22年度当初予算編成において主要基金※1を取り崩すこととなったものの、最終年度までの財源確保額の目標1,200億円を上回る1,516億円を確保するなど、一定の成果を上げることができた。</p> <p>※1：主要基金（財政調整基金、減債基金、社会福祉施設等整備基金）</p> |

うつくしま行財政改革大綱の取組状況（Ⅲ-1-(2)）

| 1 大綱の取組項目 | |
|-----------------------|--|
| 取組項目 | (2) 政策評価制度の機能向上 |
| 方向性と視点 | Ⅲ 行財政システムの確立 －組織風土の変革：成果・現場重視の視点－ |
| 推進項目 | 1 これまでの改革成果の発揮 |
| 成果目標 | 事業評価の目的をある程度達成できたと考える職員の割合を80%以上にする。（17年度 62.1%） |
| 2 取組状況（平成18年度～平成22年度） | |
| これまでの具体的な取組み | <ul style="list-style-type: none"> ・成果重視の視点から、研修会や指標勉強会等を行い、指標設定の推進・適正化を図った。 ・客観性の向上等を目指し、事業評価委員会の意見を踏まえながら評価の実施方法を見直し、評価システムの改善を行った。 ・平成22年度から、これまでの事業評価を見直し、より大局的な観点から、施策の取組状況評価を実施した。 ・施策の取組状況評価の実施に当たっては、総合計画審議会に設置した総合計画進行管理部会による第三者評価も取り入れた。 |
| 成果目標に対する達成状況 | 事業評価の目的をある程度達成できたと考える職員の割合は、平成19年度の調査で88.3%となり、成果目標を達成している。 |

うつくしま行財政改革大綱の取組状況（Ⅲ-1-(3)）

| 1 大綱の取組項目 | |
|-----------------------|--|
| 取組項目 | (3) F・F型行政組織の深化に向けた取組み |
| 方向性と視点 | Ⅲ 行財政システムの確立 －組織風土の変革：成果・現場重視の視点－ |
| 推進項目 | 1 これまでの改革成果の発揮 |
| 成果目標 | 「スピード感」のある組織運営、「柔軟な」組織運営、「現場を重視した」組織運営など、導入目的に沿った運営の更なる定着化を図ります。 |
| 2 取組状況（平成18年度～平成22年度） | |
| これまでの具体的な取組み | <p>○ 平成15年度から全庁的に導入しているF・F型行政組織について、平成19年度に運営状況の検証を実施し、その結果を踏まえて必要な見直しを行い、平成20年度から「新たなF・F型行政組織」を導入した。</p> <p>《運営状況の検証結果（平成19年度）》</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>迅速な意思決定、弾力的な組織運営など、全体としては一定の成果を上げたが、一方、以下の課題が見受けられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 組織及び職の名称がわかりにくい。 ◆ 各職位の役割・機能が十分に認識、発揮されていない。 ◆ チェック機能が十分確保されていない例が見られる。 等 </div> <p>《上記検証結果を踏まえた見直し（平成20年度）》</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ① 「グループ」を「課（室）」に再編 ② 「総括参事」「参事」を「次長」「課長」に変更 ③ 総合的・横断的なチェック機能を担う「副課長」を設置 等 </div> <p>○ その他、安全管理監や食産業振興監の新設、庶務業務集中処理機関の新設など、部局を超えた組織機構の見直しを行った。</p> |
| 成果目標に対する達成状況 | 従来のF・F型行政組織の基本的な理念や枠組みは継承しつつ、職員や市町村、関係団体、更には県民の評価や意見等を反映させながら、よりわかりやすく、親しみやすい組織を目指して見直しを行うなど、F・F型行政組織の更なる定着化を図っており、成果目標を概ね達成している。 |

※ F・F型行政組織：政策を重視し、スピード感と弾力性に富んだ行政運営を目指した「フラット（平らな）」で「フレキシブル（柔軟な）」な行政組織。

うつくしま行財政改革大綱の取組状況（Ⅲ-1-(4)）

| 1 大綱の取組項目 | |
|-----------------------|---|
| 取組項目 | (4) ITを活用した業務改革の推進 |
| 方向性と視点 | Ⅲ 行財政システムの確立 －組織風土の変革：成果・現場重視の視点－ |
| 推進項目 | 1 これまでの改革成果の発揮 |
| 成果目標 | 庶務業務集中処理化に向けた「基本計画」を平成18年度中に策定し、業務効率化による職員数削減目標を設定します。 |
| 2 取組状況（平成18年度～平成22年度） | |
| これまでの具 体的取組み | <ul style="list-style-type: none"> ○ 庶務業務集中処理化に向けた「庶務業務改革基本計画」を18年度に策定し、推進スケジュール及び職員数削減目標（80人）等を設定した。 ○ 庶務業務の集中処理機関として総務部内に「職員業務課（及び課内室である福利厚生室）」を21年度に新設するとともに、職員自らがパソコンから申請や届出等を入力する「発生源入力」や事務処理の電子化、集中処理化を可能とする『庶務システム』を開発し、23年1月からのシステム2次稼働に伴い庶務業務の集中処理を本格的に開始した。 ○ 職員のIT利活用レベルの向上を目的にITL（ITリーダー）を対象に研修を実施した。 ○ 全庁データベース等の利用活性化のために、新「グループウェア」を稼働させ、利用方法の研修を実施した。 |
| 成果目標に対 する達成状況 | 平成22年度の取組みにより、職員数削減が、基本計画で設定した成果目標の80人を上回る81人となり、成果目標を達成した。 |

うつくしま行財政改革大綱の取組状況（Ⅲ-1-(5)）

| 1 大綱の取組項目 | |
|-----------------------|--|
| 取組項目 | (5) 分権型社会を担う人材育成のための研修 |
| 方向性と視点 | Ⅲ 行財政システムの確立 －組織風土の変革：成果・現場重視の視点－ |
| 推進項目 | 1 これまでの改革成果の発揮 |
| 成果目標 | 1 自主選択型（能力開発研修）・応募型（個別選択研修）の研修受講者数 年間：800人以上（平成22年までの修了者4,000人以上） 2 研修講師（ふくしま自治研修センターの指導者養成講座の修了者） 平成22年度までに、300人以上 （各公所がそれぞれ独自に研修を実施できる体制を整備） |
| 2 取組状況（平成18年度～平成22年度） | |
| これまでの具体的取組み | 1 自律型職員（自ら考え行動する職員）の育成 ふくしま自治研修センターにおいて、自主選択型（能力開発研修）・応募型（個別選択研修）の研修を実施。 2 各職場における研修の充実 ふくしま自治研修センターにおいて、指導者養成研修を実施。 また、日常業務におけるきめ細やかな職員の指導に活用してもらうため、平成21年度に「OJTの手引」を作成。 3 研修体系の見直し 自治体を取り巻く環境の変化を踏まえ、高度かつ専門的な研修を構築する必要から、平成21年度に（財）ふくしま自治研修センターで研修体系の見直しを実施。 |
| 成果目標に対する達成状況 | 1 研修受講者数 平成22年度末までの研修修了者が4,305名で、成果目標を達成している。 2 研修講師（指導者養成講座の修了者） 平成22年度末までの指導者養成講座の修了者が305名で、成果目標を達成している。 |

うつくしま行財政改革大綱の取組状況（Ⅲ-1-(6)）

| 1 大綱の取組項目 | |
|-----------------------|---|
| 取組項目 | (6) 県立病院改革の推進 |
| 方向性と視点 | Ⅲ 行財政システムの確立 －組織風土の改革：成果・現場重視の視点－ |
| 推進項目 | 1 これまでの改革成果の発揮 |
| 成果目標 | 1 会津統合病院（仮称）の早期開院 2 3病院1診療所（リハビリテーション飯坂温泉病院、同病院本宮診療所、三春病院、猪苗代病院）の平成18年度末の廃止・移譲 3 4病院（矢吹病院、宮下病院、南会津病院、大野病院）の医療機能等の充実・強化 4 経営計画に基づく改善 |
| 2 取組状況（平成18年度～平成22年度） | |
| これまでの具体的な取組み | <ul style="list-style-type: none"> ○ 会津統合病院（会津医療センター（仮称））整備の取組み <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成18年8月に基本構想、平成19年3月に基本計画を策定。平成20年10月には、経営形態について県立医科大学の附属病院化を決定、平成22年8月に実施設計を完了した。 ・ 現在、平成22年11月に着手した建築・設備工事を進めており合わせて運営・医療情報システム等の検討を行っている。 ○ 3病院1診療所の廃止・移譲 <ul style="list-style-type: none"> 計画どおり平成19年3月末に廃止・移譲を実行した。 ○ 存続病院の充実・強化や経営改善等の取組み <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成19年3月に「県病院事業経営改善計画」、同年11月に「県病院事業経営改善計画アクションプログラム」を策定し、各病院の収支目標を設定し、経営改善や医療機能等の充実・強化等に取り組んだ。 ・ さらに、国の「公立病院改革ガイドライン」に対応して、平成21年5月に「県立病院改革プラン」（H21～25）を策定し、県立病院の在り方を再整理するとともに、経営改善等の取組みを加速化した。 ・ 「福島県地域医療再生計画」（平成21年11月策定）において、国の交付金（50億円の一部）を活用し、会津医療センター（仮称）整備事業や大野病院と双葉厚生病院の統合事業等を位置づけ、改革プランの実効性の確保を図った。 ○ 大野病院と双葉厚生病院の統合検討 <ul style="list-style-type: none"> ・ 双葉地域医療の充実強化に向けた方策の一環として、大野病院と双葉厚生病院の統合について検討を進め、平成22年3月に統合に係る基本計画を策定した。 ・ 平成22年7月には、県と厚生連との間で、統合に関する基本協定を締結し統合の準備を進めてきたが、平成23年3月の東日本大震災の発生の影響で、統合は延期となっている。 |

| | |
|--------------|--|
| 成果目標に対する達成状況 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 会津医療センター（仮称）については、県立医科大学の附属病院化といった経営形態の変更があったものの、平成25年春の開所を目指し、着実にその整備を進めている。 ○ 3病院1診療所の廃止・移譲については、計画どおり平成19年3月末に廃止・移譲を実現し、成果目標を十分に達成している。 ○ 改革プラン等に基づく取組みにより、良質な医療の提供や病院経営の健全化に努めており、平成21年度決算では、目標より純損益額を圧縮、平成22年度決算でもほぼ計画どおりの圧縮を図るなどの改善が見られるが、引き続き、経営努力が必要である。 |
|--------------|--|

うつくしま行財政改革大綱の取組状況（Ⅲ-1-(7)）

| 1 大綱の取組項目 | |
|-----------------------|--|
| 取組項目 | (7) 企業局事業の見直し |
| 方向性と視点 | Ⅲ 行財政システムの確立 －組織風土の変革：成果・現場重視の視点－ |
| 推進項目 | 1 これまでの改革成果の発揮 |
| 成果目標 | <p>1 工業用水道事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ アウトソーシングの推進 経常費用を平成22年度までに25%以上削減 (対平成14年度比) ○ 未売水の解消（相馬工業用水道） 平成22年度までに給水契約率65%以上を目指す ○ 磐城工業用水道における管路の耐震化率 平成22年度までに90%以上 <p>2 地域開発事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 造成済未分譲地の分譲率100%（平成19年度末） <p>なお、平成20年度3月に改訂した「企業局事業見直し実行計画」（計画期間平成20～22年度）により、成果目標の見直しを行っている。</p> <p>【見直し内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ アウトソーシングの推進 経常費用削減率25%以上→20%以上 ○ 造成済未分譲地の分譲率 100%（平成19年度末） →工業団地100% 住宅団地50%（平成22年度末） |
| 2 取組状況（平成18年度～平成22年度） | |
| これまでの具 体的取組み | <p>1 工業用水道事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 効率的な事業運営を図るため、相馬工業用水道については、平成19年度から相馬地方広域水道企業団へ包括業務委託したほか、磐城、小名浜及び勿来の3工業用水道業務については、閉庁日、勤務時間外における薬品注入業務等を委託するなど外部委託を進めてきた。 ○ 好間工業用水道をいわき市に譲渡するため、「好間工業用水道に係る県、市協議会」を立ち上げ、譲渡にあたっての課題整理及び条件整備について協議した。 ○ 相馬・好間工業用水道の未売水の解消を図るため、関係機関と連携し、新たな需要開拓に努めた。 ○ 老朽化及び耐震化対策のため、平成20年度に「工業用水道中長期計画」を策定し、磐城工業用水道第2期改築事業をはじめとした大規模改修等を計画的に実施した。 <p>2 地域開発事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 工業団地の分譲を進めるため、関係機関との緊密な連携の下、企業誘致活動を行ってきた。また、大規模分譲割引や価格改定などの分譲促進策を講じてきた。 ○ 住宅用地の分譲を進めるため、ハウスメーカーと連携して現地 |

| | |
|--------------|---|
| | 説明会を開催したほか、他部局等主催のイベントへ積極的に参加し、県内外へ新白河ライフパークのPR等を行ってきた。 |
| 成果目標に対する達成状況 | <p>1 工業用水道事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 経常費用の削減については、平成22年度において対平成14年度比27%となっており、成果目標を達成した。 ○ 相馬工業用水道の給水契約率については、平成22年度末現在で66.3%となっており、成果目標を達成した。 ○ 磐城工業用水道管路の耐震化率については、平成22年度末現在で92.2%となっており、成果目標を達成した。 <p>2 地域開発事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 工業団地については、平成22年度末現在の分譲率は75.8%であり、成果目標の達成には至らなかったが、田村西部工業団地や工業の森新白河・C工区などで大規模な分譲が進むなど一定の成果があった。 ○ 住宅団地の分譲率については、平成22年度末現在43.7%となっており、成果目標の達成には至らなかった。 |

うつくしま行財政改革大綱における取組みに係る総括表（Ⅲ-1-(8)）

| 1 大綱の取組項目 | |
|------------------|--|
| 取組項目 | (8) 公社等外郭団体との新たなパートナーシップの構築 |
| 方向性と視点 | Ⅲ 行財政システムの確立 －組織風土の変革：成果・現場重視の視点－ |
| 推進項目 | 1 これまでの改革成果の発揮 |
| 成果目標 | <p>□ 公社等への県職員派遣数：平成17年度末現在の派遣数197名を平成22年度末までに30%（約60名）削減します。</p> <p>(1) 指定管理者制度関係公社等については、県職員派遣の見直し等を行い、大半の施設で次回募集を行う平成20年度までに、他の民間団体等との競争環境整備を重点的に進めます。</p> <p>(2) 上記以外の公社等についても、実行計画等に基づき、県職員派遣等の人的支援及び補助金等の財政的支援の見直しを行い、主体的、自立的な経営を促進します。</p> |
| 2 取組項目の総括 | |
| これまでの具 体的取組み | <p>○ 以下の取組みにより関与等指針の定着化を図り、公社等の主体的、自律的な経営を促進した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象公社の定期的な「点検評価」の実施及び結果公表 点検評価委員会もしくは総務部による評価を実施し、評価結果を公表 ・新公益法人制度への移行 各公社の取組状況を確認し、適切な移行が諮られるよう助言 <p>○ 点検評価結果等をふまえ、「公社等見直しに関する実行計画」の修正等を行った。</p> |
| 成果目標に対 する達成状況 | <p>○ 平成22年度末までに、派遣者数が、成果目標である30%削減（約▲60名）を大幅に超える削減（▲128名）となった。特に指定管理者制度関係公社については75名の削減を行い、他の民間団体等との競争環境整備を進めたほか、その他の公社等についても、実行計画等に基づき主体的・自立的な経営を促進しており、成果目標を達成している。</p> |

うつくしま行財政改革大綱の取組状況（Ⅲ-1-(9)）

| 1 大綱の取組項目 | | | |
|-----------------------|--|------|--|
| 取組項目 | (9) 県立社会福祉施設の見直し | | |
| 方向性と視点 | Ⅲ 行財政システムの確立 －組織風土の変革：成果・現場重視の視点－ | | |
| 推進項目 | 1 これまでの改革成果の発揮 | | |
| 成果目標 | 各施設ごとの工程表に基づき見直しを実施する。 民間移譲：8施設 指定管理者移行：6施設 民間移譲等を検討：3施設 施設の在り方を検討：2施設 直営継続：3施設 | | |
| 2 取組状況（平成18年度～平成22年度） | | | |
| これまでの具 体的取組み | 取組項目 | 目標 | 取組み状況 |
| | 民間移譲 （当初目標の民間移譲等を検討3施設の うち、2施設を民間移譲の目標に追加） | 10施設 | 移譲済み8施設 〔飯坂ホーム、やまぶき荘、さつき荘、きびたき寮、浪江ひまわり荘、からまつ荘、喜多方しののめ荘、希望ヶ丘ホーム〕 残り2施設は、平成23年4月1日移譲。 〔矢吹しらうめ荘、矢吹しらうめ通勤寮〕 |
| | 指定管理者移行 | 6施設 | 指定管理者制度を継続 〔ひばり寮、けやき荘、かしわ荘、かえで荘、ぼんだい荘あおば、ぼんだい荘わかば〕 |
| | 民間移譲等を検討 | 1施設 | 民間移譲又は指定管理者制度移行を検討中 （大笹生学園） |
| | 施設の在り方を検討 | 2施設 | 施設の在り方等に基づく実行計画を策定中 （若松乳児院、郡山光風学園） |
| | 直営継続 | 3施設 | 直営継続 〔女性のための相談支援センター、総合療育センター、福島学園〕 |
| 成果目標に対する達成状況 | 一部スケジュールの遅れはあるが、概ね成果目標を達成している。 また、民間移譲の成果目標（大綱策定時8施設）については、当初の目標を上回る10施設となった。 | | |

うつくしま行財政改革大綱の取組状況（Ⅲ-1-(10)）

| 1 大綱の取組項目 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|-----------------------|---|-------------------|------------------|-------------------|------|------|------|-------|------|------|------|----|----|-----|------|------|-----|-----|-----|-----|--------|--------|
| 取組項目 | (10) 定員の削減 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 方向性と視点 | Ⅲ 行財政システムの確立 －組織風土の変革：成果・現場重視の視点－ | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 推進項目 | 1 これまでの改革成果の発揮 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 成果目標 | <p>「アウトソーシングの徹底」、「事務事業の見直し」、「ITの活用等による事務の効率化」、「組織機構の見直し」等の取組みにより、任命権者ごと厳格な定員管理に努めます。</p> <p>□ 県職員削減の総数（目標） ▲1,445人（▲4.7%） （H18.4.1～H23.4.1）</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 2 取組状況（平成18年度～平成22年度） | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| これまでの具体的取組み | アウトソーシングの徹底、事務事業の見直し、ITの活用等による事務の効率化、組織機構の見直し等の取組みにより、計画的な定員削減に取り組んだ。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 成果目標に対する達成状況 | <p>県職員削減の目標総数▲1,445人に対し、平成23年4月1日現在で、▲1,474人を削減し、削減目標を達成した。 任命権者ごとの取組状況は下表のとおり。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>削減目標 (H18～22)</th> <th>削減実績 (H23.4.1)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>知事部局</td> <td>▲350</td> <td>▲381</td> </tr> <tr> <td>教育委員会</td> <td>▲889</td> <td>▲878</td> </tr> <tr> <td>警察本部</td> <td>▲3</td> <td>▲3</td> </tr> <tr> <td>病院局</td> <td>▲191</td> <td>▲191</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>▲12</td> <td>▲21</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>▲1,445</td> <td>▲1,474</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">（▲4.8%）</p> | | 削減目標 (H18～22) | 削減実績 (H23.4.1) | 知事部局 | ▲350 | ▲381 | 教育委員会 | ▲889 | ▲878 | 警察本部 | ▲3 | ▲3 | 病院局 | ▲191 | ▲191 | その他 | ▲12 | ▲21 | 合 計 | ▲1,445 | ▲1,474 |
| | 削減目標 (H18～22) | 削減実績 (H23.4.1) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 知事部局 | ▲350 | ▲381 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 教育委員会 | ▲889 | ▲878 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 警察本部 | ▲3 | ▲3 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 病院局 | ▲191 | ▲191 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| その他 | ▲12 | ▲21 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 合 計 | ▲1,445 | ▲1,474 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

うつくしま行財政改革大綱の取組状況（Ⅲ-2-(1)）

| 1 大綱の取組項目 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|-----------------------|--|------|--------|--------|------|------|------|------|------|------|------|------|---|---|--------|--------|-----|------|------|--------|--------|
| 取組項目 | (I) 公務能率向上に向けた新たな仕組み | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 方向性と視点 | Ⅲ 行財政システムの確立 －組織風土の変革：成果・現場重視の視点－ | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 推進項目 | 2 新たな改革の推進 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 成果目標 | 1 新たな人事評価制度導入に併せて設定 2 各手当の点検作業と平行して制度改革の要否等の検討を進め、平成20年度までに、順次必要な制度改革を実施します。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 2 取組状況（平成18年度～平成22年度） | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| これまでの具 体的取組み | <p>1 新たな人事制度の検討 平成18年度に外部有識者による「新たな人事制度のあり方に関する研究会」を設置し、その提言書を受け、新たな人事評価制度の試行実施要領（案）を作成後、平成19年度より毎年度、対象者を管理職層から段階的に一般職員まで拡大しながら新たな人事評価制度の試行を実施した。</p> <p>2 特殊勤務手当等諸手当の総点検・制度改革の実施 特殊勤務手当については、社会経済情勢の変化等を踏まえ、平成18年度から総点検を実施し、平成20年度以降の制度改革に反映させた。</p> <p>3 その他の取組み 任期付研究員を採用するなど多様な人材の確保を図ると共に、自己啓発休業制度や育児短時間勤務制度などを設け、職員の事情に応じた柔軟な勤務形態を可能とした。</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 成果目標に対 する達成状況 | <p>1 新たな人事制度の検討 新たな人事評価制度の試行を実施することにより、多くの職員に制度の目的・内容の理解を促進することができた。</p> <p>【被評価者数】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th></th> <th>19年度</th> <th>20年度</th> <th>21年度</th> <th>22年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>管理職員</td> <td>771人</td> <td>760人</td> <td>747人</td> <td>664人</td> </tr> <tr> <td>一般職員</td> <td>－</td> <td>－</td> <td>1,225人</td> <td>5,113人</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>771人</td> <td>760人</td> <td>1,972人</td> <td>5,777人</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 特殊勤務手当等諸手当の総点検・制度改革の実施 上記取組みにより、平成21年度末には、32手当から29手当に削減するなど一定の推進が図られており、成果目標は概ね達成している。</p> | | 19年度 | 20年度 | 21年度 | 22年度 | 管理職員 | 771人 | 760人 | 747人 | 664人 | 一般職員 | － | － | 1,225人 | 5,113人 | 合 計 | 771人 | 760人 | 1,972人 | 5,777人 |
| | 19年度 | 20年度 | 21年度 | 22年度 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 管理職員 | 771人 | 760人 | 747人 | 664人 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 一般職員 | － | － | 1,225人 | 5,113人 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 合 計 | 771人 | 760人 | 1,972人 | 5,777人 | | | | | | | | | | | | | | | | | |

うつくしま行財政改革大綱の取組状況（Ⅲ-2-(2)）

| 1 大綱の取組項目 | |
|-----------------------|---|
| 取組項目 | (2) 第三セクターの見直し |
| 方向性と視点 | Ⅲ 行財政システムの確立 －組織風土の変革：成果・現場重視の視点－ |
| 推進項目 | 2 新たな改革の推進 |
| 成果目標 | 1 「見直しの対象」の決定：平成18年5月末 2 「見直しの方向性」の決定：平成18年7月末 3 「見直し工程表」の作成：平成18年9月末 4 見直しの進行管理：「行財政改革推進本部・公社等外郭団体見直し部会」で進行管理を行い、毎年度終了後に結果公表 |
| 2 取組状況（平成18年度～平成22年度） | |
| これまでの具体的な取組み | ○ 以下の通り、第三セクターの主体性を尊重しながら統一的な視点にたった見直しを行った。 《平成18年度》 ・「見直しの対象」（40法人）を決定 ・「見直しの方向性」（工程表を作成する法人（3類型）と工程表を作成しない法人に分類）の決定 ・「見直し工程表」（「第三セクター見直し実行計画」）の作成 《平成19年度以降》 ・取組みの進捗状況等の進行管理及び結果の公表 ・必要に応じた実行計画の修正 ※ 進捗状況をふまえ、平成21年3月に類型区分を見直し、実行計画の修正を行った。 【類型A】主体的・自立的な法人運営のあり方を検討する法人《4法人》 【類型B】設立目的や業務の適正かつ円滑な推進を図るため、必要に応じて経営面における県の助言などを行う法人《8法人》 |
| 成果目標に対する達成状況 | ○ 平成18年度に目標どおり見直しの対象等を決定しており、19年度以降は随時進行管理及び結果の公表、実行計画の修正を行う等、成果目標を着実に達成している。 |